



Title	傷痍軍人小学校教員養成所の設立
Author(s)	逸見, 勝亮
Citation	北海道大學教育學部紀要, 40, 1-29
Issue Date	1982-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29253
Type	departmental bulletin paper
File Information	40_P1-29.pdf



傷痍軍人小学校教員養成所の設立

逸 見 勝 亮

The Establishment of Teacher Training School for Wounded Soldiers of Japanese Forces

Masaaki Hemmi

目 次

はじめに.....	1
1. 日中戦争の全面的展開と戦死者・戦傷者の増加.....	4
2. 戦傷者・戦死者遺家族対策.....	7
3. 傷痍軍人小学校教員養成所の設立.....	13
(1) 傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科.....	14
(2) 傷痍軍人尋常小学校本科正教員養成所.....	19

はじめに

1937年7月7日の「蘆溝橋事件」を契機として、日本帝国主義の中国侵略戦争が全面的に展開するに伴って、一挙に増加した戦傷者ならびに戦死者遺家族の生活保障問題が、国民の「志気」に深甚な影響を及ぼしかねない戦争遂行上の重要な課題として政治の俎上にのぼった。

政府は、国民の戦意喪失を防ごうとして戦傷者・戦死者遺家族に対する恩給・死亡賜金の増額をはじめ、職業相談、雇庸奨励、職業補導所の設置などの措置を講じたが、職業補導事業の一環として傷痍軍人小学校教員養成所と戦歿寡婦特設教員養成所を設置した。

前者は戦傷者を対象としており、尋常小学校准教員（後に国民学校准訓導）と尋常小学校本科正教員・小学校本科正教員（後に国民学校初等科訓導・同本科訓導）を養成する二種類があった。

後者は、戦傷者の妻を対象としており、尋常小学校本科正教員（後に国民学校初等科訓導）、小学校本科正教員（後に国民学校本科訓導）を養成する二種類があった。

これらの教員養成所は、直接・間接に戦闘にかかわった戦傷者・戦死者遺家族が小学校教員となることで、「小学校教育ニ始ツテ兵役義務ヲ終ル」までの「国民教育」の効果を昂めること、および戦傷者・戦死者遺家族に生活保障の手段を与えることが国民の「志気」を鼓舞するうえで効果あることを期待して設置された。

これらの教員養成所入学者の大部分は高等小学校を最終学歴とする労働者・農民であった。「国民教育体系」の枠内に低く抑え込まれていた労働者・農民が戦傷者となり、戦死者遺家族となって、換言すれば「兵役義務即チ現役ノ勤務ヲ終ルニ於テ国民ノ教育ヲ全ウ」したが故に、はじめて享受可能な教育の機会とは、まさに侵略戦争の破局的展開と教育政策・制度のファシヨ的再編過程が進行するもてでなければ具体化しないものであった。

また、国民にとって「銃後」対策は、徴兵・戦傷死・徴用後の生活を維持するために是非

とも必要であったのであり、戦傷者・戦死者遺家族となった労働者・農民とその家族にとってそのことはとりわけて切実であった。これらの教員養成所が「優良ナル教員」の養成に「成功」した重要な要因として、政策的な位置づけとともに、入学者＝戦傷者・戦死者遺家族の熱意と努力を無視することはできない。

これらの教員養成所は1939年に発足し、1947年まで存続した。

従来、研究者がこれらの教員養成所に関心を払ったことはほとんどなかったといつてよい。

細谷恒夫編『教師の社会的地位』において佐々木徹郎氏が「経済的必要から教職に就いた人々」の一例として「藤田たき。四十六歳。未亡人。特設教員養成所卒。現在小学校教師。在職十三年。」という事例を掲げているのが、管見の限り最も早く、また唯一の言及である。「特設教員養成所」については、藤田たき氏の証言に「国家設立の戦争未亡人の小学校教員養成所が師範女子部内に特設されたのを機会に、受験資格もあったし、他の方々の勧めもあったので熟慮の上請願書を出したのでした。時に昭和十四年八月。」とあるのみで、佐々木氏も「(この例は)戦争未亡人の歩む姿である」という説明を行なっているだけである。¹⁾

これらの教員養成所を附設した師範学校にかかわる府県教育史・学校史は府県史料・学校文書を載せ、あるいは設置の事実に触れるなど何らかの言及をしている。²⁾ しかし、概して不明な部分が多く、設置から廃止にいたる事実経過を正確に概括しているのは、広島県特設教員養成所(広島県三原女子師範学校附設)にかかわる『広島大学二十五年史 包摂学校史』が唯一である。

のみならず、初歩的な誤りを含む記述さえ存在する。1939年9月、愛媛県師範学校に傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科が発足したが、「愛媛県では、教員不足の根本的な解決策にはなり得ないとしてもその一助にせんとし、傷痍軍人を対象としての尋常小学校准教員養成講習科を愛媛県師範学校に附設し、教員の速成をはかることとしている」との如く、傷痍軍人教員養成所が愛媛県の独自な制度であると述べている文献がある。そこでは、『愛媛県報』掲載の県令「愛媛県師範学校尋常小学校准教員養成講習科規程」が依拠している唯一の史料だが、新たな県令制定が愛媛県に固有の施策を意味するのか、政府の方針に基く措置であっても、公立学校である師範学校に附設するので必要な手続きであるのか、評価が異なることに著者は全く注意を払わなかったのである。³⁾

このように府県教育史・学校史の記述が正確を欠いている原因は、史料上の困難と結合した狭隘な視点にあり、愛媛の場合はその端的な一例である。

府県教育史・学校史が依拠している旧師範学校文書は、敗戦直後あるいはその後の統合・移転の過程で廃棄されるか散逸しており、系統制を保持している場合はむしろ稀である。しかも、傷痍軍人小学校教員養成所・戦歿寡婦特設教員養成所卒業生の「修了成績原簿」(学籍簿)でさえ、教員養成所附設旧師範学校(現「教育系大学・学部」)には保存されておらず、卒業生の実数すら把握することができないのである。

しかしながら、旧師範学校が「修了成績原簿」を保存していないのは次のような事情によっており、傷痍軍人小学校教員養成所・戦歿寡婦特設教員養成所の基本的性格をかえてよく示している。すなわち、1947年12月、労働省は職業安定局長名でこれらの教員養成所を附設していた各師範学校長宛に「貴師範学校は併設養成所閉所後、修了書及学業成績、証明書の発行を取扱って来たのであるが、今般労働省職業安定局に於て其の業務を取扱うこと、なったから修了生に関する一件書類を送付されたい」と、「修了成績原簿」の移管を求め、大部分の師範学校はこ

の求めに応じたのである。⁴⁾

このことは、これらの教員養成所は労働省がその一部とした軍事保護院の所管に属していたことを示唆している。文部省の手になる『傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科入学志願者要覧』という史料を見出すことはできるが、『文部時報』はこれらの教員養成所に関する記録を全く載せていない。

他方で、『内務厚生時報』、軍事保護院の刊行物は、これらの教員養成所に関する通牒をはじめ基本的な記録を掲載している。通牒は軍事保護院と文部省との連名だが、やはり『文部時報』には一切載っていないのである。

このような事実は、文部省の関与が極めて弱いものであることを示しており、府県教育史・学校史における叙述の如く、これらの教員養成所を単に文部省の政策のなかに位置づける方法では、歴史的評価を鮮明にするうえで積極的寄与をなし得るものではない。

むしろ、師範学校入学志願者の減少・質の低下、教員から転職するものの増加、師範学校卒業者の徴兵など小学校教員の「払底」という事態の進行があったので傷痍軍人小学校教員養成所・戦歿寡婦特設教員養成所も具体化したのであるが、これらの教員養成所が現実化した最も基本的条件は戦傷死者の急激な増加であり、所管がどこに属していたのかという問題もこれらの教員養成所の基本的性格に深くかかわっているといわなければならない。

このように、紛れもない小学校教員養成機関であって、必ずしも文部省のイニシアティブと管理責任に属していない制度を他に見出すことは困難である。

以下、主に史料上の制約から傷痍軍人小学校教員養成所に限定し、その成立過程について明らかにしようとするものである。

註

1) 細谷恒夫編『教師の社会的地位』有斐閣、1956年3月30日、197～198頁。

2) 次のような文献がある。

熊本大学教育学部編『熊本師範学校史』熊本大学教育学部、1952年12月10日。

東京学芸大学二十年史編集委員会編『東京学芸大学二十年史』東京学芸大学創立二十周年記念会、1970年3月3日。

神戸大学教育学部沿革史編集委員会編『神戸大学教育学部沿革史』神戸大学教育学部、1971年3月15日。

愛知教育大学史編さん専門委員会編『愛知教育大学史』愛知教育大学、1975年3月20日。

福島大学教育学部百年史編集委員会編『福島大学教育学部百年史』吾峰会、1974年11月3日。

百年史編集委員会編『百年史 埼玉大学教育学部』百年史刊行会、1976年3月。

広島大学二十五年史編集委員会編『広島大学二十五年史 包摂学校史』広島大学、1977年1月31日。

福島県教育委員会編『福島県教育史』資料第3・4集、福島県教育委員会、1971年11月15日。

岡山県教育委員会編『岡山県教育史』続編、岡山県教育公報協会、1974年3月30日。

愛知県教育委員会編『愛知県教育史』第4巻、愛知県教育委員会、1975年9月30日。

石川県教育史編さん委員会編『石川県教育史』第2巻、石川県教育委員会、1975年10月31日。

宮城県教育委員会編『宮城県教育百年史』第4巻、ぎょうせい、1979年3月20日。

島根県近代教育史編さん事務局編『島根県近代教育史』第6巻、島根県教育委員会、1979年3月20日。

福岡県教育委員会編『福岡県教育史』福岡県教育委員会、1957年3月31日。

福岡県教育百年編さん委員会編『福岡県教育百年史』福岡県教育委員会、1981年3月1日。

3) 影山昇『愛媛県師範教育の歴史』青葉図書、1974年2月5日、224頁。

4) 労働省の協力により通牒「特設中等教員養成所並国民学校訓導養成所修了書移管に関する件」の起案原議を複写で入手した。

傷痍軍人小学校教員養成所・戦歿寡婦特設教員養成所と労働省とが関係を有するようになった事情は次の

ようなものである。

これらの教員養成所を所管していた軍事保護院は、1945年11月30日に保護院と改称し、翌年2月8日には廃止となり、その事務を厚生省勤労局へ移管した。勤労局は1947年4月15日には職業安定局と改称し、さらに同年9月1日、労働省発足と同時に職業安定局は厚生省から労働省へ移管した。

「修了成績原簿」は現在国立公文書館に保存されている。労働省の意向により閲覧は許されていない。

なお、「修了成績原簿」が旧師範学校から労働省へ移管されたことは、恩房隆次氏（1940年傷痍軍人尋常小学校准教員福島養成所入学、翌年同所卒業後さらに傷痍軍人小学校教員宮城養成所へ進み、1944年同所を卒業し、以来1976年まで小・中学校に勤務した。元海軍三等兵曹。千葉県東金市在住）の協力を得て行なった聴取調査（1979年10月18日）の際に、卒業証明書等の再交付を労働省職業訓練局が行なった旨御教示があって、はじめて知ったのである。

1. 日中戦争の全面的展開と戦死者・戦傷者の増加

1937年7月7日、中国北京郊外蘆溝橋西北1kmの地点で夜間演習を行っていた日本軍一個中隊に二度にわたり射撃が加えられ、この中隊の兵1名が行方不明となったことを理由に、8日未明日本軍の集結と中国軍との交戦が開始され、この「蘆溝橋事件」を発端として日中戦争が全面的に展開した。

一旦は現地の日中両軍間で停戦協定を結んだが、日本陸軍は中国中央軍の北上開始・包囲の危険性濃厚との情勢判断に立ち、関東軍・朝鮮軍から各1個師団、日本から3個師団派遣することを7月10日内定し、翌日の閣議は中国の「計画的武力抗日」に謝罪要求し、「目的ヲ達シタルトキハ速ニ派兵ヲ中止セシムル」として陸軍の計画を承認した。¹⁾

日本からの派兵は、その後二度にわたり延期されたが、郎坊事件（25日）、広安門事件（26日）を契機に、陸軍中央部は7月27日ついに「支那駐屯軍司令官ハ現任務ノ外平津地方ノ支那軍ヲ庸懲シテ同地方主要各地ノ安定ニ任スヘシ」との、また第5・6・10各師団に対して動員命令を発した。作戦範囲は、保定・獨流鎮を結んだ線から「以北ニ限定」することになっていたが、同時に「状況ニ依リ一部ノ兵力ヲ以テ青島及上海附近ニ作戦スルコト」を想定していた。²⁾ 第一線の限定がとうてい限定たり得ないという問題を最初から孕んでおり、戦線が不断に拡大する戦争へと一挙に発展したのである。

華北における戦線拡大が明白になる一方で中国随一の国際・工業都市・反帝運動の拠点、上海を中心とする揚子江流域の情勢は緊迫の度を増し、8月9日上海市内で上海海軍特別陸戦隊大山中尉と斉藤一等水兵が殺害され、緊張は頂点に達し、13日には陸戦隊と中国軍との間で戦闘が開始された。同日の閣議は青島・上海へ陸軍部隊を派遣することを決定し、15日には第3・11両師団を基幹とする上海派遣軍に「海軍ト協力シテ上海附近ノ敵ヲ掃滅シ上海並其北方地区ノ要線ヲ占領シ帝国臣民ヲ保護スヘシ」との動員命令が下り、³⁾ 同時に海軍第三艦隊に陸軍と協力すべき旨命令が下った。⁴⁾

日本政府は、同じ15日「蘆溝橋事件ニ関スル政府声明」を発表して、南京政府が「赤化勢力ト苟合」して「帝国ヲ輕侮シ」、日本人居留民の生命財産をおびやかしているので、「最早隱忍其ノ限度ニ達シ、支那軍ノ暴戾ヲ膺懲」すると述べた。⁵⁾ 17日には、「從來執り来れる不拡大方針を抛棄し、戦時体制上必要なる準備対策を講ず」ることを決定し、日本帝国主義は「自国国力ノ過信ト帝国ノ実力輕視」（8月15日政府声明）という中国に対する慢罵が自らにそのままあてはまるような全面戦争へ突入した。

華北においては、日本軍は中国軍主力を捕捉できないまま9月24日には保定を占領し、石

莊(10月10日占領)、太原(11月9日占領)へと第一線はとめどなく前進し、華北全域が戦場となった。

華中においては、中国軍は最精鋭部隊を上海附近に配置して正面から対決をいどみ激戦となった。8月23日上海派遣軍は敵前上陸を行なったが、上陸地点から5kmないし10km以上前進することを阻まれ、9月7日1個旅団、9月10日3個師団を増派し、さらに11月4日にも3個師団を増派し、上海全域を制圧したのは11月9日のことであった。後退する中国軍に対する追撃戦が行なわれ、12月13日ようやく首都南京を占領した。

華北・華中に合計16個師団約60万人の軍隊を投入し、首都を占領してもなお中国民族を屈服させることはできなかった。

中国軍主力を捕捉すべく、1938年4月7日から徐州作戦が展開され、7個師団を投入しながら包囲殲滅できないまま徐州・蘭封を占領し、ひき続き漢口(9月26日)、広東(10月21日)、南昌(1939年3月27日)、南寧(同年11月24日)、宜昌(1940年6月12日)と占領地域を拡大し、同時に所期の目的を達成できないままほとんど膠着状態に陥った。

「蘆溝橋事件」以降、日本帝国主義は大量の軍隊を中国侵略のために投入し、動員兵力は、1937年末には70万、1938年には88万、1939年には98万、1940年には108万と増大し、1941年には138万に達した。⁶⁾

1千万に及ぶ犠牲者を出しながらも中国民族は抗日の気運を昂め、これほど大量の軍隊を投入しても、日本軍は点と線を確保するための戦闘を強いられた。のみならず、膨大な戦死者と戦傷者という人的損耗を蒙らざるをえなかった。

戦死者と戦傷者の正確な数を確認することは困難である。

経済安定本部が行なった1949年の調査によれば、1937年以降敗戦にいたる期間の日本軍の人的損耗は以下のとおりである。⁷⁾

戦死者 1,741,055人

戦傷者・行方不明者 635,208人

このうち戦闘が中国戦線(ノモンハン会戦を含む)に限られていた1941年12月までの数は

戦死者 185,627人

戦傷者・行方不明者 325,806人

1978年の厚生省のまとめ「地域別戦没者数及び遺骨送還概見図」によれば、1937年以降敗戦にいたる期間の戦死者は2,399,600人である。⁸⁾

戦死者・戦傷者の数を年次的に明らかにすることはできないが、以下にいくつかの数字を掲げることにする。

1937年7月から1938年1月までの陸軍の戦傷者は40,000人、海軍のそれは1,000人という厚生省の調査がある。⁹⁾

『日中戦争史』によれば、1937年7月から12月までの華北戦線における人的損耗は、第5師団7,000人、第14師団2,200人、第20師団3,100人、第10師団12,576人(ただし、1938年6月まで)であり、上海・南京作戦(1937年8月～12月)においては、戦死者21,300人、戦傷者50,000人であった。¹⁰⁾

この数も、華北についてみれば8個師団を中心とする約37万人のうち4個師団の人的損耗を挙げたに過ぎないし、上海戦における海軍陸戦隊の損耗を含んでいない。先の戦傷者4,100人という報告がごく内輪に見積られた数であることは既に容易に理解されよう。

中国軍が十数個師団もの規模で正面から対決したり、広範囲にわたるゲリラ戦で応じた場合には日本軍は甚大な損耗を蒙った。先述の第10師団の場合には50%の兵員を失ない、第5師団も30%を欠いたことになる。中国軍が最精鋭部隊を配し、縦横に走るクリークと堅固な陣地により、日本軍を撃退すべく志気高く奮闘した上海戦は最も激烈な戦闘であり、最初から投入されていた部隊においては、定員とほぼ同数、もしくはそれ以上の損耗を蒙っている。1937年8月23日から11月9日までの間に、第11師団第44連隊は定員3,500人のうち1,100人が戦死、2,000人が負傷し、11回にわたる補充を行なわざるをえなかった。また、第3師団第18連隊は戦死者1,200人、戦傷者3,000人を数えた。¹¹⁾

第9師団の場合には、1937年9月27日から12月13日までの間に戦死者4,293人、戦傷者9,683人と師団将兵の約半数を失ない、¹²⁾ 第一線の歩兵・工兵は「堅陣突破間或は正面する敵歩砲火・或は右側面よりする側射斜射の為或は突入時に於ける手榴弾線により逐時減少し攻撃準備線到着時に於ては既に其兵力約八分の一以下に減じ伍長を中隊長とする長以下二十名内外となりたる中隊とせざるに至れり」¹³⁾との如く、その戦闘は困難を極めたのである。

第9師団の報告には、羅病者に関する記載はないが、「上海附近より南京に至る約百里の間殆ど糧秣の補給を受くることなく殆ど現地物資のみに依り追撃を敢行せり」¹⁴⁾とあって、食糧の補給は皆無に等しく、劣悪な栄養状態と略奪とを想像させる。厚生省が枢密院へ提出した資料には、1937年7月から翌年7月までの間に結核患者は「20,700人となる見込」¹⁵⁾と述べているが、実際、脚気と伝染病が日本軍を苦しめた。第2軍（第3・10・13・16各師団を基幹とする約17万人）が1938年7月から5カ月間の間に蒙った損耗は、戦死者4,400人、戦傷者14,260人（合計で約11%）であったが、炎天下の長距離・急速行軍、不十分な「給養」、コレラ・マラリアの多発等により、野戦病院収容戦病患者は戦死者・戦傷者をうわまわり、25,000人（約15%）にも達し、病死者は900人を数えた。これは「従来の戦役及今次事変の諸会戦に比し著しき高率」であり、第2軍司令部は、この数字は野戦病院収容患者に限られており、何らかの罹病者は全体の過半数に達したと推定している。¹⁶⁾ その影響を甚大であり、第13師団では「死者千数百に達せるの外落伍者（マラリア）等に因る減耗著しく歩兵中隊の人員平均四十名を算するに過ぎざる状態にして一面歩兵聯隊長の罹病、大隊長、聯隊副官の死傷多数にして、特設師団の戦力上影響尠からず」¹⁷⁾という状態であった。また、第10師団第39連隊においては、1938年8月には2,800人を数えた将兵が9月末には800人未滿に減り、「中隊長以下十一名を算するに過ぎざる中隊ありて平均三十名に足らざる実情に在り」¹⁸⁾というありさまであった。

1941年末には、中国大陆に138万人（このうち「満州」に70万人）の軍隊が配置されていた。中国戦線における1941年までの戦死者・戦傷者は先述の如く経済安定本部の調査では約51万人に達しており、3分の1以上の兵力が絶えず補充されていたことになる。戦闘の大部分は華北・華中におけるものであったことを考慮して70万人の「満州」配備軍を除いた残余・68万人の実にほぼ75%に相当する兵力を補充しながら日本軍は戦線を維持していたことになる。

大規模な徴兵を行ない、それでいながら中国民族を屈服させることはできず、しかも少なめに見積っても50万を越す戦死者と戦傷者が帰還しつつあった。戦傷者・戦死者遺家族を対象とする教員養成機関設立の前提条件とは、このように過酷なものであった。

註

1) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下、原書房、1966年1月15日、365～366頁。

2) 陸軍参謀本部「中央統帥部ノ対支作戦計画」『現代史資料』9、みすず書房、1964年9月30日、25頁。

- 3) 『同上』206頁。
- 4) 『同上』201頁。
- 5) 前掲『日本外交年表並主要文書』下, 369～370頁。
- 6) 厚生省第一復員局編『陸軍動員概史』B4判洋紙謄写印刷, 袋とじ, 厚生省引揚援護局所蔵。
この数字には, 1937年20万, 1938年20万, 1939年27万, 1940年40万, 1941年70万という「満州」配備軍を含んでいる。
- 7) 経済安定本部総裁官房企画部調査課『太平洋戦争による我国の被害総合報告書』1949年4月7日, 8頁。
陸軍の行方不明者の調査は1945年12月の「判明数であり, 調査洩れ相当ある見込み」, 「陸軍関係の消息不明者は約二四万名あるも詳細不明の為計上せず」との註記がある。
- 8) 厚生省引揚援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい, 1978年4月5日。
別に添付してある「附図」から作成した数字である。
この他に, 戦死者1,174,474人, 戦傷者4,616,000人, 行方不明者1,483人という統計(堀江正規編『日本資本主義講座』第1巻, 1953年9月21日, 106頁)もある。

どの国と戦争をした結果生じたのかという問なしに膨大な数にのぼる人的損耗を掲げることは殆んど意味がない。

黒羽清隆氏がその著書『日中15年戦争』(上)(教育社, 1977年10月15日, 12頁)で, 日本は「中国にも敗北した」(圈点は原文のまま)と述べている中国の人的損耗(死者)は, 1937年から1945年までの間で1,000万人以上に達するという(本多公栄『ぼくらの太平洋戦争』鳩の森書房, 1973年8月, 260～261頁。同書には, 中華人民共和国政府大使館の調査による軍人・ゲリラ312万人, 一般市民1,000万人以上という数字も掲げられている)。
日本軍の戦傷死者は, 南京大虐殺事件を頂点とする中国人の死者を対極に措いて考察しなければならない。
「日本人の対中国認識は, 戦前と戦後とで変っていない」(竹内好「日本人の中国観」1949年, 『現代中国論』勁草書房, 1964年10月10日, 13頁)という指摘は依然として有効であり, 対朝鮮認識にいたっては, 「変っていない」ことは一層鮮明である。
- 9) 『官制案参考資料』, 『枢密院会議筆記』1938年4月13日(『枢密院文書』2A, 15・10, ㊟810, 国立公文書館所蔵)
「官制」とは「傷兵保護院官制」である。
「……陸軍省一月五日現在海軍省一月二十五日現在ノ状況ヨリ見込数ニテ当省ヘノ通報ニ基クモノナリ」との註記がある。
- 10) 秦 郁彦『日中戦争史』(増補第3版)河出書房新社, 1972年6月10日, 279頁。
- 11) 『同上』281～282頁。
- 12) 第9師団参謀本部「第九師団作戦経過の概要」前掲『現代史資料』9, 223～233頁。
- 13) 『同上』227頁。
- 14) 『同上』231頁。
- 15) 前掲『官制案参考資料』
- 16) 第2軍司令部「第二軍作戦経過概要」前掲『現代史資料』9, 286～293頁。
- 17) 『同上』287頁。
- 18) 『同上』289頁。

2. 戦傷者・戦死者遺家族対策

日中戦争の全面的展開と長期化は, 大量の軍隊の確保＝召集者の増加, 戦死者・戦傷者の増加として, 国民生活に広くかつ深刻な直接的影響をもたらした。

『戦没農民兵士の手紙』の編者達がその「あとがき」で, 「まず私たちの心を最初にとらえたもの, それは農民兵士として当然すぎることであるにしても, ほとんどの手紙にその時々の気候に合わせて農耕への配慮, そして農耕にたずさわる家族へのおもいやりが記されていたこ

と」¹⁾を挙げていた。しかしながら、「林檎の虫は如何です。今年だから虫がつかんの、親父が出征中だからあまり寄り着かんのという事がありますまいから、虫も相当付いて居る事と思って居ります」という農民（自作田2反、畑2反、小作田5反3畝の農家の長男。妻子あり。1939年4月19日、山西省で戦死。陸軍曹長）の「農耕への配慮」は、「今度の戦闘が終れば其の後は大した長いこともありますまい」との判断や、前線に流れる送還の噂に対する期待が働いているからであるように思える。そして、「蘇満国境事件（張鼓峰事件のことか。引用者註）などの報があつてからは御奉公はこれからだと覚悟しております」と、帰還が容易ではないと観念して「家の方では穂もそろそろコゴミ、雀も飛び廻って居ることと思います。支那の此の辺は水稻も陸稲もありません。畑のみで高粱が稔り始め、唐蜀黍は熟したのと未だ熟さないのとありますが、此も大した面積です」と単なる自然観察ではなく、農事の細部を描写する時の「農耕への配慮」には、徴兵期間が長引いて営農が危殆に瀕することに対する痛切な想いがこめられていたのではないか。²⁾

元農業兼大工陸軍曹長（1938年8月23日、華北で戦死）は、働き手を欠いてしまった遺家族（妻と子ども3人）に「何時でも必要に成ったら知らせてくれ」と送金しながらの前線勤務であった。その彼も「共に無事で居れば良い事も有ると思う」と書きながらも、「軍報が行きましても軍人の妻らしく話せ。着した手紙を最後と思え」と、あるいは「……今は無事奉公中ですが、矢張り将来が思いやられる様な立場になったが、軍人は最早万事承知の事ですから。思い残す事もないが、種々考えると淋しさも感じる時があるネ」と、心は生への期待と、直面している死との間を揺れ動いていた。³⁾

遺家族の生活を維持することは徴兵・戦死・戦傷と同じように現実的で具体的であったにもかかわらず、その対策は極めて不十分なものであったから、ひとりの歌人が「専ら報国の一念に燃えて戦場に働く勇士達は、それぞれの苦難と悲痛とを忍耐し、踏み据えて出征しているのであるから、銃後を守る国民は、それに相応しい義務をはたさねばならぬ」と述べていたことは記憶にとどめておいてよい。⁴⁾

政府は、「国民精神総動員運動」の一環として「銃後後援会強化週間」（1938年10月5日～11日）を設け「戦歿軍人ノ遺功ヲ偲ブト共ニ傷痍軍人及出征軍人等ニ対スル感謝ノ念ヲ昂揚セシメ以テ国民各層ノ日常生活ヲ通ジ之ガ具現永続ヲ図リ併セテ傷痍軍人ノ遺族及出征軍人ノ家族等ニ対スル援護ノ完璧ヲ期セントス」⁵⁾と、遺家族への勤労奉仕活動に取組んでもみただけで、最も重要な家計の担い手である兵士の代替物となりうるはずのものではなかった。軍隊召集者・戦死者・戦傷者の増加に伴ない、遺家族と戦傷者に対する経済的援助をはじめとする国家的救済制度を確立する必要に迫られていた。

政府がとった対策のひとつは、勅令「軍事扶助法施行令」を改正（1937年12月27日）し、従来は個人の申請または地方長官の判断によって「軍事扶助法」の適用を決定していたのを「市町村長若ハ之ニ準ズルモノ」が申請できるようにして、軍隊召集者・戦死者遺家族および戦傷者の生活を保障すべく、「軍事扶助法」の適用範囲を拡大しようとしたことである。内務省はこの措置について「事実上生活困難ニシテ扶助ヲ受ケ度キ希望ヲ有スルモノ之ガ出願手続ヲ躊躇シ為ニ一層生活不安ヲ招来スルガ如キ虞アル場合ハ当該要扶助者ノ矜持ヲ尊重シ寧ロ進ンデ扶助ヲ行フヲ適当ト認メ……扶助ヨリ漏ルルモノ無キヲ図リタル」ものであると説明した。⁶⁾

そもそも、1937年3月に「軍事救護法」を「軍事扶助法」と改正した趣旨も適用範囲を拡大することにあつたが、⁷⁾改正の際の帝国議会における討議で、内務大臣が「扶助」の方が「救

護」に比較して「恩恵的ノ意味」「貧民救済的ノ意味」は薄いと説明したことのうちに、「恩恵」的性格がかえってよく示されていた⁸⁾。「軍事扶助法施行令」改正は、具体的運用の段階において行政上の裁量の余地を拡大し、徴兵の強制に対する行政（すなわち天皇の命令）の「恩恵」的性格を一層強化したのである。金銭の問題はすぐれてイデオロギーの問題であった。

「軍事扶助法」の運用をはじめ、徴兵解除者の生業援助、医療・職業紹介・雇傭奨励・職業訓練などの傷痍軍人援護事業、戦死者遺家族対策などを円滑に実施するために行政機構の強化が同時に進行していた。

政府は、1937年11月1日、内務省社会局に臨時軍事援護部（軍事扶助課、傷兵保護課、労務調整課）を設け、軍事援護事業全般と労働行政の一部を担わせた。戦時下における社会政策行政の遂行を企図し、1938年1月11日、厚生省が発足し臨時軍事援護部も内務省から移管された。4月18日には傷兵保護課を一気に拡張し、2局8課からなる傷兵保護院を設けた。さらに1939年7月15日、戦争の長期化に対応して「軍人援護ノ機構ヲ整備拡充シ援護ノ徹底強化」を図って、「軍人援護ノ完璧ヲ期スル」ために、内務省臨時軍事援護部と傷兵保護院を統合して軍事保護院を発足させた。⁹⁾

軍隊召集者・戦死者遺家族、戦傷者対策の展開上その「恩恵」的性格を強化するために重要な意味をもったのは皇族の活動であった。

天皇は、1938年1月21日、軍事援護事業の概要報告を木戸厚生大臣から聴き、11月には華北・上海戦線の陸軍将兵に対し勅語を下した。さらに、翌年3月14日、東京第三陸軍病院を訪問し、4月20日には傷痍軍人千葉療養所へ侍従を派遣し、これらの行動を通じて「大御心を注がせ給ひ」たのである。¹⁰⁾

一方、皇后は早くも1937年8月15日には繻帶・義眼・義肢を「下賜」し、軍隊召集者遺家族へ内帛金（9月21日）、戦死者へ菓子（11月30日）、張鼓峰事件戦死者へ菓子（1938年9月21日）、大阪陸軍病院へ繻帶（11月12日）、傷痍軍人千葉療養所へ草花種子・球根（1939年4月22日）、ノモンハン事件戦死者へ菓子（7月20日）、戦死者遺児へ菓子（8月6日）、傷痍軍人療養所・職業補導所・教員養成所などへ楓苗（1940年3月4日）、戦死者遺児へ菓子（3月26日）を「下賜」した。また、日本赤十字社（1937年11月5日）、臨時東京第一陸軍病院（11月12日）、横須賀海軍病院（11月17日）、日本赤十字社（1939年11月20日）を各々訪問した。1938年4月から8月までの間に、各宮妃を178の病院へ派遣した。¹¹⁾

金品の「下賜」とともに、「事変発生以来日夜自ら繻帶を御巻き遊ばされ」たと、とりわけ皇后が直接手を下しているという点が強調された。¹²⁾

皇太后、各宮家も金品の「下賜」、慰問などの活動を行なった。

そして、これらの一連の皇族の活動の頂点に位置づくのが、時あたかも漢口作戦・広東作戦の真最中1938年10月3日に下した「軍人援護ニ関スル勅語」であった。「軍人援護ニ関スル勅語」は、天皇が国民の前線における「忠誠勇武」と銃後における「出征ノ将兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシム」活動に「嘉尚」しながらも、戦線の拡大に伴う戦死者・戦傷病者の増加を「夙夜惻怛」し、総理大臣に対する内帛金を以って軍人援護事業の企画を命ずるというものであった。

10月6日、閣議はただちに内帛金300万円を充てて「恩賜財団軍人援護会」を設立することを決定した。¹³⁾

天皇の言動を、「勅語」によりイデオロギー的に抽象度を高いものとし、一方で金品の「下

賜」と組織をつくることで顕現化し、「恩恵」であることを鮮明にしたのである。

軍事保護院の事業は基本的には上記の構造をもって展開した。

軍事保護院は、軍人援護事業の運営が困難な原因として、侵略戦争の人的損耗に伴う戦意・国民の「志気」が阻喪する責任を国民に転嫁し、「国民の軍人援護に関する熱意の冷却」と「傷痍軍人及遺族の心構の欠除」という「精神的二原因」をあげ、「如何に物的援護施設を整備するも、精神的の援護が之に伴はざるに於ては、到底該事業の成果は之を収め難い」と、「教養教化」の重要性を強調した。¹⁴⁾ 従って、戦傷者が「自奮自励名誉と矜持」を保持し、「再び君国の為に報ずる志操」を固めるように、および一般国民が戦傷者に対して「感謝の念を維持し……安んじて自力更生し得るやう」支援するように「教養教化」することは軍事保護院が行なうべき第一の事業であった。¹⁵⁾

その具体化は以下の如くであった。

(1) 戦傷者を対象とするもの

傷痍軍人精神指導講師による陸海軍病院・療養所等における講演会、傷痍軍人指導用映画の巡回映写、パンフレット・ポスターの配布、傷痍軍人教養標語の募集、大日本傷痍軍人会に対する財政補助（傷痍軍人相談職員の配置、同指導者講習会、傷痍軍人相談所・同支所設置）など。¹⁶⁾

(2) 一般国民を対象とするもの

銃後援週間、講演会、映画・スライド上映、パンフレット・ポスターの配布、傷痍軍人再起を主題とする小説作制、新聞・雑誌・ラジオの利用、小学校教科書に「ほまれの記章」掲載、婦人団体・青年団体への財政補助など。¹⁷⁾

このように、政府は戦傷者対策を何よりも教化運動として推進しようとしていた。

「傷痍軍人保護対策審議会」における討議はこの点を一層明瞭に示していた。第一回総会（1938年1月17日）の席上、広瀬久忠厚生省次官は、戦傷者保護対策が「徒らに物質的或は権利義務的に流れると云ふことに付きましては却って将来の為にいかぬと思います……精神面的の方面殊に敬神と云ふやうな問題等につきましても傷痍軍人の教養或は精神的教育と云ふやうなこと・関聯して特に深く考慮を致したい」と「傷痍軍人の教養」の重点について述べていた。¹⁸⁾ 大日本傷痍軍人会副会長蒲穆も「傷痍軍人が優遇を受けると云ふやうなことが権利である、当然貰うべきものであると云ふやうな感じを抱かせないと云ふことに付きましては懸命の努力を致します」と、「報恩感謝の念」を養なう覚悟を被瀝している。¹⁹⁾

あらゆる意味で権利＝義務関係を排して、極めて低水準の国家的保障＝天皇の「恩恵」に対する無条件の報恩観念の形成こそ、戦傷者対策の根幹であった。それは、また同時に戦死者遺家族対策の根幹でもあり、やがて戦傷者・戦死者・その遺家族ともなりかねない国民一般が徴兵に対して懐く不安を幾分でも解消するためには重要な課題であったのである。

陸軍は、当然「傷病者の待遇問題、行賞等」に基き不平・不満の現はるるを予期せざるべからず」「将来戦死遺家族の生活問題等に関し反軍思想の誘致せらるることも考慮せざるべからず」と、戦傷者・戦死者遺家族の動勢とその対策に重大な関心を払っていた。²⁰⁾

軍部の関心は単なる杞憂とはいえなかった。

『思想月報』が載せている大阪控訴院の調査報告は、「出征者特に応召者は概ね一家の中心として其の生計を維持せるもの多く、従って遺家族の生計に打撃を齊し而も時日の経過は給与の中絶、家業の逼迫を来し物価昂騰等と相俟ちて困難を増大せしめ窮乏の量質を深刻化し、延

て戦死傷者遺家族にして生計逼迫に陥れるもの漸次其の数を加ふるの状況なり」と述べ、戦死者の遺家族7人が軍事扶助35円を含む月収50円で、文字どおり「糊口を凌ぎ居」る例や、妻と子ども1人が5円の軍事扶助を得ているのみという例など多数の事例を挙げている。²¹⁾そして、『思想月報』も戦争の影響＝「銃後国民生活が戦争目的のためその犠牲に供される程度」は、中小商工業者・労働者・農民の間で広範囲かつ深刻になっており、「事変の長期化はこの傾向に愈々拍車を加えつつある現状」を認めざるを得なかった。²²⁾

「今日の支那軍隊が如何なるものであるかは、軍部統制者はいずれも、これを知っているだろうけれども、多数の兵卒及び世人はこれを知らなかった。日支事変に際して出征した後送されたものから、又日々の新聞紙上に報道されつつある敵の頑強なる抵抗から、今その如何なるものなるかを知って、彼等は寧ろ驚きつつある」と桐生悠々は述べているが、上海戦の膠着状態や部隊の全滅すら煽動であるような報道から日本帝国主義の侵略戦争と中国人民の抵抗とを知るには相当の知性が求められた。にもかかわらず、桐生悠々も戦死者や戦傷者は破り得ぬ敵と相対していたというリアリティが自然に受入れられることに注目していたのである。²³⁾

まして国家権力にとっては「……数百人の傷病兵が後送されるのに遭い其の無残な有様に正視が出来なかった。斯んな事で此の先如何なるのか、戦争は残酷だ」²⁴⁾というのでさえ充分「反軍的言動」であった。

国家権力は、労働者・農民の動勢に注意することにもつばらであり、『思想月報』によれば、「応召出征及至戦傷死者の処遇、家業、生計、援後援護の問題」に対する不満は「多くはかくの如き事変の影響に因り蒙った家業及生計上の諸種の不如意がその最大の原因」であり、戦争が長期化すれば「この種不平不満の声と雖も思想的背景なしとの故を以て之を放置することのできないものがある」²⁵⁾と完全に治安問題として把握していたのであった。国家権力にとって「戦死する者貧乏人の家に多く、而も一家の大黒柱とも云うべき人達に非常に多い」²⁶⁾という労働者・農民の認識は恐るべきものであった。「貧者の戦争の獲物は悲惨のみ」²⁷⁾とはまさに真実であったからである。

軍隊召集者・戦死者遺家族・戦傷者対策はすぐれて教化運動的であったが、教化運動として十分な成果を挙げるためには他方での具体的な施策を不可欠の条件としていた。

軍事保護院は、結核療養所、温泉保養所設立など医療保護事業とともに、戦傷者を対象とした職業保護事業を行なったのである。

傷痍軍人保護対策審議会「答申」が「入営又ハ応召前職業ヲ有セシ者ハ原則トシテ原職ヘ復帰セシムルノ方針ヲ採リ復帰シ得ザル者及従前職業ノ無カリシ者ニハ新職業ヘノ就職ヲ図ルコト」²⁸⁾と、職業補導の原則として「原職復帰」を掲げ、政府もこの点を強調していた。しかしながら「原職復帰」とは殆んど単なる掛声だけであり、例えば戦傷者の雇庸を義務付ける法的措置は「法の強制力に依って解決することは、出来得るなら避けることが望ましい」²⁹⁾として、政府はそのために必要な措置を何もとろうとはしなかったのである。ただ、傷痍軍人雇庸委員会をして「傷痍軍人を雇庸することは銃後の事業主として国民的責務たることを自覚すること、随って強制雇庸法等の法律により傷痍軍人の就職を確保するが如きは我が国情に照し不名誉たることを認識すること」³⁰⁾を希望せしめたに過ぎない。肝腎要の問題については「教養教化」する程度にとどめたいという訳である。

職業保護事業は、傷痍軍人職業顧問の配置、国立職業補導所の設立、啓成社・道府県職業再教育事業援助、生業資金貸付、作業義肢補助用具の支給、雇庸の促進などが主な内容となら

ざるを得なかった。³¹⁾「入営者職業保障法」として、雇庸関係になかった者・雇庸された企業が従業員30人未満の場合は適用されず、再雇庸者・復職者の解雇を3カ月以降は禁じていないという、根本的弱点が明白であるいわゆるザル法であるという状況の下で、これらの職業保護事業がどの程度効果を挙げ得たのか疑わしい。

傷痍軍人小学校教員養成所の設立は、軍事保護院が行なった職業保護事業のなかでは「傷痍軍人の終生に亘る生活確保の根幹を成すものであり、其の徹底を俟って始めて傷痍軍人保護の完璧を期」³²⁾するためには最もふさわしい事業のひとつであった。

註

1) 岩手県農村文化懇談会『戦没農民兵士の手紙』岩波書店、1961年7月20日、226頁。

2) 『同上』64～80頁。

日本軍の戦傷死者を、中国人のそれと対極に措くべきだと考えるとき、『戦没農民兵士の手紙』の「あとがき」に殆んど同意するけれども、例えば遺家族への深い想いに満ちた手紙を書いたこの下士官が、文中に「先頃は共匪、黄槍会という奴を討伐して来ましたが、槍丈持って居った奴等で逃げた奴もありましたが残った二、三十名皆殺しにして来ましたが」(71～72頁)と記しているのに編者達が注意を払っていないことを看過する訳にはいかない。

3) 『同上』170頁。

この手紙が書かれた1938年9月と、1944年以降では戦死の予感の有無という点で截然たる差異が認められ、農民兵と国民の「戦争観」の変容を示唆しているのかもしれない。

4) 結城哀草『小風土記』『哀草果村里随筆』第1巻、中央書院、1973年7月20日、367頁。

「応召者素描」(『文芸春秋』1938年2月)中最後の一節である。

5) 1938年8月10付警視總監・各地方長官・国民精神総動員聯盟代表者宛文部・内務・厚生各省次官連名通牒「銃後援強化週間実施ニ関スル件」『内務厚生時報』第3巻第9号、1938年9月15日、71頁。

6) 1937年12月27日付各地方長官宛内務省社会局長通牒「軍事扶助法施行令中改正ニ関スル件」、厚生省臨時軍事援護部編『軍事扶助関係法規』厚生省、1938年1月25日、41ページ。

7) 第1回委員会において内務省社会局長広瀬久忠は、「軍事救援法」改正の趣旨について「傷病兵ノ適用範囲ヲ拡張セントスルコトデアリマス……例ヘバ在営中ニ結核、胸膜炎等ニ罹リマシテ、除役セラレタ如キ者ニ対シテハ適用ガナイノデアリマス、而モ近時は等結核又ハ胸膜炎等ニ侵サレ除役ニナル悲惨ナ犠牲者ガ年々多数ニ上ボルノ実情ニ鑑ミマシテ、其ノ適用範囲ヲ拡大シテ是等ノ者ヲモ扶助セントスルモノデアリマス」と述べている。

『軍事救護法中改正法律案外一件委員会議録 第一回』1937年2月26日、2～3頁(『第70帝国議会衆議院委員会議録』2)。

8) 『同上 第五回』1937年3月6日、7～8頁。

9) 「軍事保護院官制」理由、『公文類聚』第六十三編卷三十、官職門二十七(2-12、類2208、国立公文書館所蔵)。

10) 軍事保護院『軍人援護事業概要』1940年3月31日、10～11頁。

この書の冒頭第一編が「皇室の御慈悲」と題されていることは象徴的である。

11) 『同上』11～14頁。

12) 『同上』11～12頁。

13) 「軍人援護ノ事ニ関シ勅語ヲ賜ハリ且御内帑金御下賜ノ御沙汰アラセラル」『公文類聚』第六十二編卷九十一、賞恤門二(2A-12、類2177、国立公文書館所蔵)。

14) 前掲『軍人援護事業概要』350頁。

15) 傷兵保護院「傷兵保護院の設置に就て」『内務厚生時報』第3巻第5号、1938年5月15日、24～25頁。

16) 前掲『軍人援護事業概要』358～368頁。

17) 『同上』387～393頁。

18) 傷痍軍人保護対策審議会『傷痍軍人保護対策審議会議事録』第1輯、1938年2月25日、13頁。

議事録の存在については遠藤芳信氏の御教示を得た。

- 19) 『同上』14頁。
- 20) 田中隆吉「昭和十六年五月参謀長会同席ニ於ケル兵務局長口演別冊 反軍反戦思想ノ擡頭ト之カ素因ニ就テ」藤原彰編『資料 日本現代史』1, 大月書店, 1980年7月25日, 342～343頁。
- 21) 大阪控訴院検事局「自昭和十二年七月乃至同十三年四月 大阪控訴院管内支那事変に因る社会情勢調査書」『思想月報』第54号, 1938年12月, 173頁(覆刻版, 文生書院, 1974年)。
- 22) 「支那事変に於ける出征(戦傷死)者遺家族の動向に関する調査(昭和十四年一月末報告現在)」『思想月報』第56号, 1939年2月, 3頁。
- 23) 桐生悠々「今日の支那軍隊」(『他山の石』第4年第19号, 1937年10月20日), 太田雅夫編『桐生悠々反軍論集』新泉社, 1980年8月1日, 200頁。
 帰還兵の動勢には注意が払われており, 『思想月報』も「出征帰還者の言動及犯罪に関する調査」を載せている(第58号, 1939年4月)。
 また, 前掲「昭和十六年五月参謀長会同席ニ於ケル兵務局長口演別冊」は, 「帰還軍人の宣伝」について次のように注意を払っていた。
 帰還軍人にして意識的に反軍反戦宣伝をなすものは多からざるも其の言動が不知不識反軍反戦思想を誘発するの虞あるもの少からず。
 例えば自己の功を誇らんが為故らに戦場の悲惨困苦を誇張して吹聴し或は敗戦其の他軍に不利なる状況を伝へて新聞報道を信ずべからざるものとなし或は戦地に於ける軍紀風紀の不良状況を針小棒大に語る等固より悪意を有せざるものありと雖も逐時民間に反軍反戦思想を培養しつつあるものとす。(『資料 日本現代史』1, 343頁)
- 24) 前掲『思想月報』第54号, 181頁。
- 25) 前掲『思想月報』第56号, 4～5頁。
- 26) 前掲『思想月報』第54号, 181頁。
- 27) グロス『社会風刺漫画』岩崎美術社, 1969年9月30日, 図版24。
 ゲオルグ・グロス(Georg Grosz 1893～1959年)が1922年ごろ描いた絵の題名である。彼はこの絵で, 葉巻をくわえ, 冷えたワインを飲む肥ったブルジョアジーと, 各々両脚, 片脚, 両眼を失なった男達3人を描いた。3人の男達はもちろん第一次大戦における戦傷者達である。
 この絵の遠景に警察官が描かれているのは極めて重要な点である。
- 28) 前掲『傷痍軍人保護対策審議会議事録』205頁。
- 29) 前掲『軍人援護事業概要』168頁。
- 30) 『同上』177頁。
- 31) 『同上』143～208頁。
- 32) 『同上』138頁。

3. 傷痍軍人小学校教員養成所の設置

傷痍軍人小学校教員養成所は, 1939年5月, 東京府大泉師範学校と京都府師範学校に, 尋常小学校本科正教員正教員の設置をみたのをもって嚆矢とする。

東京府大泉師範学校附設にかかわる傷痍軍人東京小学校教員養成所については, 『東京学芸大学二十五年史』が「昭和14年4月, 傷痍軍人小学校教員養成所が本校内におかれることとなり, 4月25, 6日入学試験, 5月6日入所式が行なわれた。最初の入所者は24名, (中学校卒業10名, 実業学校卒業12名, 他2名は軍部相当学校出身者, 年齢は最低年者22歳, 最長年者35歳), 満州事変後の討伐戦及支那事変の傷痍軍人である。以後もこれはひき続いて, 師範学校終末期に至る」と簡単に記述しているに過ぎない。¹⁾ 設置にいたる経緯については何ら記するところがない。

戦傷者のための教員養成機関の設立に関する最も初期の史料は、管見の限りでは厚生大臣の諮問機関「傷痍軍人保護対策審議会」第2回特別委員会（1938年1月18日）席上における審議会委員藤原銀次郎が行なった次のような発言である。

「（戦傷者）士官以上になると職業に服すると云ふこと、新しく職業を得ると云ふことが困難であります。……斯う云ふ方々の中で適当な方々に五ヶ月なり六ヶ月なり教育を施して之を小学校の先生に致しましたならば恩給もあるのでありますから、そう高い給料を払わぬでも、且つ其の農村出身の方ですから其の村落に馴染もありますし、又国家に功労のあった傷痍軍人であると云ふことが教育上にも非常に有利になりませうし、旁々農村の為にも、教育の為にも、傷痍軍人の職業を得ると云ふことの為にも国家全体の上に於て有益になるのではないかと云ふようなことを平生考えたことがございます」²⁾

藤原の発言は、特に厚生省の見解を求めたものではなかったが、臨時委員山崎巖厚生省社会局長はこれに対して「将来文部当局等にも只今の御意見を伝えまして研究を煩はすことに致したいと存じます」³⁾との見解を表明した。

藤原銀次郎の発言は構想として具体的な提案を行なったものではなかったが、戦傷者の職業保障、戦傷者であるが故の教育上の効果、短期間の養成など、後に具体化した傷痍軍人小学校教員養成所の骨格が既に描かれていたことは注目し得る。

また、藤原の発言が決定的出発点となったかどうか確認する術がないが、厚生省・傷兵保護院を突き動したという推測は充分許されるであろう。⁴⁾

厚生省・傷兵保護院は、その後文部省との協議を行なったものと考えられる。

1939年3月15日の『東京朝日新聞』は、「名譽の戦傷勇士を教壇に送り戦線の尊い体験を通して第二国民の教化に当らしむるため、傷兵保護院では傷痍軍人教員養成所の計画を進めてゐたが、その養成に要する経費十萬八千五百七十五円が十四年度追加予算として十四日の閣議で決定した」と、傷兵保護院、文部・陸軍・海軍各省の間で準備が進行していて、戦傷者を対象とした小学校・中等学校教員養成所の設置が決定したことを報じた。

残念ながらここまでの経過は現在のところ全く解らない。

以下、尋常小学校准教員、尋常小学校本科正教員の養成について各々述べよう。

(1) 傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科

1939年4月19日、島根県は学務部長名を以って各市町村長宛に「傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科ニ関スル件」⁵⁾を通牒している。それは、別紙として「傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科要項」を添付し、4月25日までに入所希望者を調査し、回答するよう求めたものであった。

別紙「傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科要項」の全文は以下のとおりである。

「傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科要項」（以下「四月要項」と略記する）

一. 目的

事変ニ依リ傷痍ヲ受ケタル陸海軍人中教育者に適スル素質ト熱意トヲ有スル者ニ対シ師範学校講習科ヲ設ケテ尋常小学校准教員タラシメ以テ傷痍軍人ニ新ナル報国ノ途ヲ与フルト共ニ其ノ貴重ナル体験ヲ通シテ児童ノ薫化啓導ニ当ラシメントスルモノナリ

一. 開設場所

道府県師範学校 九校

- 一. 修業年限 一年
- 一. 学科及定員
 - 尋常小学校准教員養成講習科
 - 各所四〇名宛
- 一. 入学資格
 - 高等小学校卒業之之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ但シ下士官ハ右ノ資格ニ拘ラズ入学スルコトヲ得
- 一. 入学者選抜方法
 - 前項ノ志望者ニ就キ人物、学力竝ニ傷痍ノ程度ヲ考査ノ上決定ス
- 一. 卒業後ノ特典
 - 修了者ニハ無試験検定ニヨル尋常小学校准教員免許状ヲ授与スルモノトス
- 一. 服務義務
 - 修了者ニハ相当期間就職ノ義務ヲ課スルモノトス
- 一. 寄宿舎其ノ他
 - 適当ナル宿舎ニ収容シ且学資ノ一部ヲ補助スル見込
- 一. 開始ノ時期
 - 昭和十四年度当初ヨリ開始ノ見込

この通牒から次の諸点を指摘できる。

① 1939年4月25日の『北海道庁公報』(1874号)が、同文の「傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科要項」を添付して希望者の調査を命じているが、それには「別記要項ニ基キ昭和十四年度当初ヨリ……実施相成ルベキ見込ノ旨文部省ヨリ通牒有之候」とあり、島根県の通牒も傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科設置に関する文部省の指示に基づいていることが解る。准教員養成講習科は、戦傷者を対象としているにもかかわらず、ここでは厚生省・傷兵保護院、陸・海軍者は一切関与していないかの如くであり、文部省の所管に属し、師範学校に附設される。

② 発足の時期は「昭和十四年度当初」となっているものの明確ではないので、なお準備の過程にあったと推定できる。入学志願者を募ることを指示するのではなく、入学志望者数の調査を命じていることも上記の推測を裏付けている。

③ 傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科は「四月要項」中に「師範学校講習科」とある如く、明確に小学校教員講習科の一種である。それは、「師範学校規程」第七十条第一項(尋常小学校准教員タラントスル者ノ為設クル講習科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ身体健全、品行方正ニシテ修業二箇年ノ高等小学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トシ其ノ講習期間ハ一箇年以上トス)⁶⁾に準拠していると思われる。

入学資格、修業年限も上記条文に準拠していた。

④ 全部で9師範学校に附設する。師範学校名を明示していないのは準備段階にあることを示していると思われる。

⑤ 兵、下士官を対象とする。

⑥ 「目的」が明確に示しているように、傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科は、戦闘の結果負傷したという経験が「児童ノ薫化啓導」に大きな効果を発揮することに期待が寄せられ

ている。戦傷者を対象とする教員養成が「新タナル報国ノ途」たり得るのは、まさにその故である。

文部省は、各道府県に対する傷痍軍人小学校准教員養成講習科を設置する旨通牒し、あわせて志願者を確保する見通しを立てようとしていた。

『石川県教育史』は、1939年に「全国九か所に高等小学校卒業以上の学力を有する者を対象とした小学校准教員を養成する課程を開設することになり、石川県にもその諾否を照会してきた。県はこれを歓迎して、承諾する旨回答した」⁷⁾と述べている。照会があったのは何月のことなのか明らかではないが、9師範学校の選定と設置の具体化が同時に進行していたことが窺える。

島根県が「今般文部省並軍事保護院ニ於テハ……師範学校ニ講習科ヲ設ケ別紙要項ニ依リ尋常小学校准教員ヲ養成セラルルコトト相成リ本県ニ於テモ前記要項ニ則リ本年九月十一日ヨリ右講習科を開始ノ予定ニ有之候条左記御了知ノ上傷痍軍人並関係ノ向ニ対シ本施設ノ周知徹底ヲ図リ適格者ノ志願方極力御配意相成度依命此段及通牒候也」との如く「傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科設置ニ関スル件依命通牒」を発したのは、1939年7月21日であった。⁸⁾従って、ほぼ7月には9月から発足することが確定したと推定できる。⁹⁾

通牒ならびに別紙なる「傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科要項」によって知ることができる傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科の概要は以下の如くである。

① 目的規定は「四月要項」と全く同文である。

② 傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科の前に師範学校名を冠することになり、師範学校講習科であるという制度上の位置は一層明瞭となった。

島根県が定めた講習科規則中においても「本講習科ハ師範学校規程第七十条ニ依リ……」(第1条)と規定していた。¹⁰⁾

③ 「四月要項」と異なって、ここでは軍事保護院の関与が知れる。文部省の指示は軍事保護院と連名であったろう。

④ 傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科を設置する師範学校は、当初の計画からは1校減じて8校とし、生徒募集範囲を定めた。

師範学校と募集範囲は以下のとおりである。

福島県師範学校(北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島)

埼玉県師範学校(茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川)

石川県師範学校(新潟, 富山, 石川, 福井, 長野)

愛知県第一師範学校(山梨, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重)

和歌山県師範学校(滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山)

島根県師範学校(鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口)

愛媛県師範学校(徳島, 香川, 愛媛, 高知)

大分県師範学校(福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)

9校から8校へ減じた理由を説明し得る史料を見出せないが、事前の交渉も予想でき、政府の方針でもあり、府県に対して設置の諾否を求める過程で、府県の側が拒否したとは考えにくい。文部省が志願者確保について重ねて通牒しているけれど、志願者に関し充分なる見通しを立て得なかった文部省・軍事保護院の判断によるものであろうか。

なお、「対満事務局, 外務省及拓務省管下」すなわち植民地・占領地在住の者は志望校を特

定する必要はなかった。

⑤ 入学資格を以下の如く規定した。

「(1)戦闘又ハ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ヲ罹リ之ガ為恩給法ニ依リ増加恩給若ハ傷病年金ヲ受ケ又ハ受クル見込確實ナルモノ

(2) 高等小学校卒業者及之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ但シ下士官ハ学歴ノ如何ニ拘ラズ右ノ資格ヲ有スルモノトス

(3) 品行方正, 意志鞏固, 思想穩健ニシテ小学校教員タルニ適スルモノ

(4) 小学校令施行規則第四百条ニ該当セザルモノ」

入学資格を、「恩給法」上の戦傷者（それ以外の戦傷者はあり得ない）と厳密に規定したのである。

⑥ 志願者は、願書を居住地地方長官宛に提出するのだが、地方長官は志願者居住地市町村長から、徴兵中の成績、「身分上ノ調査（信望、家庭ノ状況及教員トシテノ適否）」を得て「入学資格調査ノ上」、講習科開設県の地方長官宛提出することになっていた。入学試験を受ける前にチェックを受ける訳である。

特に「在隊間ニ於ケル成績等調書」を求める理由は、教員たらしめる戦傷者はあくまでも「貴重ナル体験ヲ通ジテ児童ノ薫化啓導」にあたるのが任務であったから、兵として有能でなければならなかったのである。「良教員」＝「良兵」であることが期待されていた。

⑦ 授業料は徴収せず、月額25円以下の生徒給費（修学手当）と呼ぶ学資援助を国庫の負担において支給することとなっていた。1939年度師範学校における学資支給額の最高は11円に過ぎなかったから、25円というのは破格の高額であった。戦傷者の優遇、高い年齢を考慮しながら志願者を確保しようとしたものであろう。

⑧ 1年間の服務義務を課した。

⑨ 全員を「特定の寮舎」に収容することとした。

⑩ 学科目・毎週教授時間数は以下のとおりである。

修身（2）、教育（3）、公民科（1）

国語（6）、算術（5）、歴史（2）

地理（2）、理科（4）、図画（2）

音楽（2）、手工（2）、体操（3）

1939年7月から8月にかけて、おそらく文部省・軍事保護院が示した雛形にもとづいて、各県では「傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科規則」を制定し、あわせて募集範囲内の各道府県に通知した。¹¹⁾

傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科は、9月1日先に掲げた8師範学校に発足した。

ところが、『石川県教育史』は「石川県師範学校内の傷痍軍人小学校准教員養成講習科は、昭和十五年四月一日文部省・厚生省の所管から厚生省軍事保護院の手に移り、「傷痍軍人尋常小学校准教員養成所」と改称したと記しており、所管の移動と名称変更が行なわれたことが解る。¹²⁾ 軍事保護院も「昭和十四年九月文部省に於ては、傷痍軍人中の適当な者を尋常小学校准教員とする目的を以て……八師範学校内に傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科を設置して其の教育を開始したのであるが、翌十五年七月に至り諸種の事情の為之を廃止するの己むを得ざるに至った。仍て本院に於ては、傷痍軍人に与へる影響の甚大なるに鑑み、之が養成を継続することとし、同年九月福島、石川、和歌山、島根及大分五県の五師範学校内に傷痍軍人尋常小

学校准教員養成所を設置して其の教育を実施すること、為った」¹³⁾と述べている。

軍事保護院は、1940年5月10日、軍事保護院から副総裁、業務局長、補導課長その他、文部省、陸軍省の関係者、および養成所附設にかかわる師範学校長と県職員の参加により「傷痍軍人尋常小学校准教員養成に関する事務打合せ」を開催して、所管と名称の変更を伝えた¹⁴⁾。

さらに、5月15日、軍事保護院は、各道府県に対して「傷痍軍人尋常小学校准教員養成ニ関スル件」を通牒し、「本年九月ヨリハ左記各項ニ依リ教育を開始スルコト相成候ニ付テハ諸般ノ準備ヲ整ヘ実施上遺憾無キヲ期セラレ度」旨指示した。通牒の内容は願書締切・試験期日など手続きが主であったが、福島、石川、和歌山、島根、大分各県に准教員養成所の設置を指示したこともまた明瞭であった。¹⁵⁾

軍事保護院へ所管を変更すること、および養成所を5師範学校に設置することは、5月上旬より前の段階で確定していた。

北海道庁は、1940年度の戦傷者のための准教員養成について「傷痍軍人其ノ他一般ニ対シ周知徹底ヲ図リ多数応募セシムル様特段ノ配慮」を求めべく、1940年5月30日「傷痍軍人尋常准教員養成ニ関スル件」を通牒している。¹⁶⁾ この通牒は、傷痍軍人尋常小学校准教員養成所と傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科との関係、所管の変更については触れるところがないが、5師範学校に傷痍軍人尋常小学校准教員養成所を附設することが知れる。また、通牒は「傷痍軍人尋常小学校准教員養成所規則(准則)」を別記していた。

北海道庁通牒が別記していた「傷痍軍人尋常小学校准教員養成所(准則)」は、当然各府県にも送付されており、養成講習科を設置した8県では講習科に関する規則を廃し、福島、石川、和歌山、島根、大分各県では、上記の「准則」に則り「傷痍軍人尋常小学校准職員〇〇(県名)養成所規則」を新たに定めた。

石川県・軍事保護院の記録、北海道庁通牒から次のことが解る。

① 時期を特定することはできないが、1939年度末には傷痍軍人教員養成所は軍事保護院の主管に属するものとする方針が確定していた。

② 傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科を廃止し、傷痍軍人尋常小学校准教員養成所を設置した。

ここで問題となるのは講習科廃止にいたった「諸種の事情」(軍事保護院)である。

その第一は、十分な志願者を得ることができず、大幅に定員を割ったという条件である。1939年9月の入学者は8講習科の合計で157人であり、定員のほぼ50%に過ぎなかった。

第二には、戦傷者を対象とする教員養成機関は軍事保護院の事業であることを鮮明にしたことである。

戦傷者を対象とする尋常小学校本科正教員養成、戦歿寡婦特設教員養成所、傷痍軍人中等学校教員養成所は全て軍事保護院の主管に属していながら、准教員養成講習科だけは軍事保護院が従属的に関与しているようにみえることを避け、志願者不足を打開しようとしたのである。

島根県の場合を例に、養成所と養成講習科の規則の第一条を比較してみよう。

養成所

本養成所ハ傷痍軍人ニ対シ必要ナル教育ヲ施シ尋常小学校准教員ヲ養成スルヲ目的ト

養成講習科

本講習科ハ師範学校規程第七十条ニヨリ傷痍軍人ニ対シ必要ナル教育ヲ施シ尋常小学

ス

校准教員タルベキ者ヲ養成スルヲ目的トス

既に触れたように、養成講習科は「師範学校規程」第七十条にもとづいていたのだが、養成所に関する規則ではその点について特に触れていない。養成所は、「傷痍軍人尋常小学校准教員養成所規（準則）」を示した軍事保護院・文部省連名の通牒にもとづいていた。第二条以下は全く同文であったが、第一条の目的規定において、戦傷者のための教員養成は師範学校における課程とは異なっているということを明確にしたのである。

1940年9月、新しい制度の下で、戦傷者を対象とする尋常小学校准教員養成が再出発した。

(2) 傷痍軍人尋常小学校本科正教員養成所

既に触れた如く、1939年3月14日の閣議は戦傷者のための教員養成機関設立に必要な追加予算を決定しており、傷兵保護院が基本方針を確定したのは閣議決定をみた日に比較的近い時期のことと推定できる。

新聞報道によれば以下の諸点を知ることができる。

① 戦傷者のための「小学校教員特別講習施設を、東京・京都・岡山・熊本・宮城5府県の師範学校に附設する。

② 定員は1カ所につき30人。

③ 修業年限は1年間。

④ 入学資格は中学学校（陸海軍内部の相当学校を含む）、ないしそれ以上の学歴を有する者。

⑤ 全員を寄宿舎に収容する。

⑥ 学資・衣食費として1年間300円を支給する。

⑦ 一部を4月から発足させる。

⑧ 1カ所につき専任講師1名、兼任講師7名を配する。¹⁷⁾

文部省は1939年3月16日、傷兵保護院の要請を受けて「今般傷兵保護院主管ヲ以テ傷痍軍人小学校教員講習所を開設致スコト、相成リ右施設ヲ貴県ニ委託シ宮城県師範学校ニ於テ来ル九月ヨリ開始致度意向ニ有之候ニ就テハ委細別紙要項ニ依リ御了知ノ上至急何分ノ御都合御回答相煩度此段得貴意候」との照会を発して、傷痍軍人小学校教員養成所設置の都合を宮城県へ問合せた。¹⁸⁾

問合せに添付してあった「傷痍軍人小学校教員養成講習所要項」の全文を次に掲げる。

「傷痍軍人小学校教員養成講習所要項」

一. 目的

傷痍軍人中教育者ニ適スル素質ト熱意トヲ有スル者ニ対シ必要ナル学科ヲ授ケ小学校教員タラシメ以テ傷痍軍人ニ新タナル報国ノ途を与フルト共ニ其ノ貴重ナル体験ヲ通シテ児童ノ薫化啓導ニ当ラシメントスルモノナリ

二. 場所

道府県師範学校五校

三. 講習年限

一年

四. 学科及定員

地方ノ実情ニ即シ尋常小学校本科正教員養成所又ハ小学校専科正教員養成所ノ中適宜其ノ一ヲ置ク

五. 入所資格

傷痍軍人ニシテ中学校卒業者及之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ

六. 入所者ノ選抜方法

前項の志願者ニ就テ人物、学力並傷痍ノ程度等ヲ考査ノ上決定ス

七. 終了後ノ特典

終了者ニハ履修シタル学科ニ応シ（地方長官ニ於テ）無試験検定ニ依リ尋常小学校本科正教員又ハ小学校専科正教員免許状ヲ授与スルモノトス

八. 服務義務

終了者ニハ相当期間就職ノ義務ヲ課ス

九. 寄宿舍其ノ他

適当ナル宿舍ニ収容シ且ツ学資ノ一部ヲ補助ス

一〇. 経費

全額補助（但シ校舍等ノ新営ニ対シテハ補助セス）

宮城県は、3月22日文部省普通学務局長宛「傷痍軍人ノ小学校教員養成講習所本県師範学校ニ於テ支障ナシ」と、設置に応ずる旨電報をもって回答した。¹⁹⁾

文部省が宮城県に対して問合せる以前に、傷兵保護院が宮城県と接渉していた可能性があるけれど今は確かめる術がない。

宮城県に対してとったのと同様の過程が、東京・京都・岡山・熊本各府県との間においても当然進行していたものと考えられる。

3月26日、北海道は「傷痍軍人小学校教員養成講習ニ関スル件」という照会を發して、「今回傷兵保護院ニ於テ標記ノ件ニ関シ……一部ハ本年四月ヨリ実施ノ予定ニ有之候処右確定セル場合ハ改メテ通牒致スベク取敢ヘズ貴管下（部内）ニ於ケル右入所希望者調査ノ上……至急送付相成度」と要請している。²⁰⁾ この照会が傷兵保護院の指示によっていることは明らかである。傷兵保護院は文部省を通じて設置予定府県に対する問合せを行なうのと殆んど同時期に、他の道府県に対しても戦傷者のための小学校教員養成所を設立する旨通牒していたことを窺わせるものである。²¹⁾

この照会の主眼は、志願者の氏名、軍隊における官等級、最終卒業学校、年齢、職業、症状概要、取得希望教員資格（尋常小学校本科正教員あるいは尋常小学校専科正教員）、専科正教員の希望課目（英語、図画及手工、音楽及体操、農業、商業）に関する調査を行なうことにあった。4月に発足させるとしながら3月末に志望者調査を行なわせているのは、政府は未だ充分な見通しを確立していないということを示すものであろうか。

なお、別記「傷痍軍人小学校教員養成講習所要項」は先に全文を引用した宮城県宛文部省問合せとほぼ同文であるが、「各所毎年度三〇名宛（二箇年募集）」となっていた点だけは異なっていた。

「傷痍軍人小学校教員養成に関する事務打合せ」²²⁾が、3月27日、傷兵保護院において開催された。出席者は、傷兵保護院から副総裁、兼務局長他数人、文部省から普通学務局長他数人、

陸・海軍の代表、東京府大泉師範学校長・視学、京都府師範学校長・視学などであった。

会合は、5月から東京府大泉・京都府両師範学校において傷痍軍人小学校教員養成所が発足することとなったので「開所に必要な事務打合の爲め」開催された。席上で傷兵保護院業務局長・補導課長が「詳細説明を爲したる後、東京及京都の両師範学校長其他の人々より夫々熱心な質疑」が行なわれたものの如くである。傷兵保護院は、おそらく既に用意していた3月30日付通牒の内容に沿って説明を行なったであろう。

ここでは4月ではなく5月から発足するという点、および傷兵保護院のイニシアティブが明確となった。

傷兵保護院は、3月30日、業務局長・文部省業務局長連名で東京・京都両府知事宛に「傷痍軍人小学校教員養成ニ関スル件」²³⁾を通牒した。その全文は以下のとおりである。

傷痍軍人ニシテ教育者タルニ適スル者ニ対シ必要ナル教育を施シ小学校教員タラシメ以テ再ビ奉公ノ誠ヲ致サシメ其ノ貴重ナル体験ヲ通ジテ児童ノ薫化啓導ニ当ラシムルハ最モ機宜ヲ得タルモノト認メラレ小学校教員ノ養成ヲ為スコト相成候ニ付テハ貴府ニ於テ之ガ養成ヲ実施セラレ度其ノ経費ニ対シテハ国庫補助相成ベキヲ以テ左記各項御了知ノ上万遺憾無キヲ期セラレ度

記

- 一、施設ハ東京府大泉（京都府）師範学校内ニ置キ其ノ名称ハ傷痍軍人東京（京都）小学校教員養成所トシ成ルベク既設設備ヲ利用スルコト
- 二、傷痍軍人ニシテタラントスル者ニ対シ必要ナル学科ヲ援クルコト
- 三、傷痍軍人ノ教養ヲ高メ将来小学校教員トシテ児童ノ薫化啓導ニ必要ナル人格ノ完成ニ留意スルコト
- 四、尋常小学校本科正教員ノ養成ヲ為シ教育期間ハ一ケ年、定員ハ三〇名トスルコト
- 五、入所セシムルモノハ左ノ各項ニ該当スルモノナルコト
 - (1) 戦闘又ハ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲メ恩給法ニ依リ増加恩給、傷病年金若ハ傷病賜金ヲ受ケ又ハ受クル見込確實ナルモノ
 - (2) 中学校卒業者及之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ（陸海軍部内ノ相当学校ヲ含ム）
 - (3) 品行方正、意志鞏固、思想穩健ニシテ小学校教員ニ適スルモノ
 - (4) 小学校令施行規則第四百四条ニ該当セザルモノ
- 六、入所セシムベキモノノ傷痍ノ程度及現在ノ症状概ネ左記ニ該当セザルモノナルコト
 - (1) 常に就床ヲ要スルモノ
 - (2) 複雑ナル介護ヲ要スルモノ
 - (3) 精神障碍アルモノ
 - (4) 身体的作業能力ニ著シキ妨ゲアルモノ
 - (5) 咀嚼ノ機能ニ著シキ妨ゲアルモノ
 - (6) 言語ノ機能ニ著シキ妨ゲアルモノ
 - (7) 良キ方ノ眼ニ於ケル視力〇・六ニ達セザルモノ
 - (8) 良キ方ノ耳ニ於テ尋常ノ語声ヲ聴取シ得ザルモノ
 - (9) 四肢中二肢以上を失ヒタルモノ
- 七、入所希望者ハ居住地地方長官ヨリ推薦セシムルモノナルコト
- 八、入所者ノ決定ハ左記ニ依ルコト

(1) 国語及数学ノ平易ナル試験

(2) 人物考查

(3) 身体検査

九. 教育ヲ受クル者ハ特設ノ寮舎ニ入寮セシメ人格ノ陶冶竝ニ規律アル共同生活ノ訓練ヲ為シ教育者タルノ修練ヲ積マシムルコト

十. 授業料ハ之ヲ徴セザルコト

十一. 教員養成ニ関シテハ別紙準則ニ依リ規定ヲ定ムルコト

十二. 教育修了者ニ対シテハ貴官ニ於テ無試験検定ニ依リ尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ授与スルコト

十三. 教育修了證書受得ノ日ヨリ一年間推薦シタル地方長官ノ指示ニ従ヒ小学校教員ノ職ニ従事スル義務ヲ有スルコト

十四. 教育ヲ受クル者ニ対シテハ年三百円以内ニ於テ家庭ノ状況其ノ他経済上ノ事情ヲ斟酌シテ修学手当ヲ支給スルコト

十五. 教育ヲ受クル者在ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ退所ヲ許可シ又ハ退所ヲ命ズルコト
此ノ場合ニ於テハ修学手当ノ支給ヲ廃止シ又ハ既ニ支給シタル金額ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ジ得ルコト第十三号ニ定ムル義務ヲ履行セザルトキ亦同ジ

(1) 素行不良又ハ怠惰ニシテ成業ノ見込ナキトキ

(2) 疾病其ノ他ノ事由ニ因リ学業ヲ継続スルコトヲ得ザルニ至リタルトキ

別に通牒の内容をほぼ盛込んだ 8 章 22 条附則 1 条からなる「傷痍軍人小学校教員養成所規則」を準則として掲げていた。そのなかから「学科及其ノ程度」(第 3 章)²⁴⁾のみを抜粋しておく。

第八条 本養成所ノ学科目ハ修身, 公民科, 教育, 国語, 算術, 歴史, 地理, 理科, 図画, 音楽, 体操トス

但シ身体ノ情況ニ依リ学習シ得ザル学科目ハ之ヲ課セザルコトヲ得学科課程及毎週教授時数ハ左表ニ依ル

教育実習ハ別ニ所長ノ定ムル所ニ依ル

「学科課程及毎週教授時数」は次のとおりである。

学科目	要 目	時数
修 身	道德ノ要旨	2
公民科	憲政自治ノ本義及日常生活ニ適切ナル法政上経済上竝ニ社会上ノ事項	1
教 育	教育教授法及学校管理法ノ大要	6
国 語	普通文及小学校教科用読本ノ講読竝作文習字	5
算 術	整数, 分数, 小数, 諸等数, 歩合算, 比例, 求積	4
歴 史	国史ノ大要	2
地 理	日本地理及外国地理ノ大要	2
理 科	博物, 物理, 化学ノ大要	4
図 画	自在画	2
音 楽	唱歌, 楽器使用法	2
体 操	体操, 教練, 遊戲及競技	3
計		33

傷兵保護院は文部省と連名で、同じ3月30日、東京・京都両府以外の道府県に対して傷痍軍人東京・京都両小学校教員養成所を5月上旬に開設すること、4月20日までに出席すること、更に3カ所を9月に発足させること、および「傷痍軍人、市町村、関係諸団体其ノ他一般ニ対シ周知徹底ヲ図リ所期ノ目的達成ニ格段ノ力ヲ致サレ度」旨通牒した。²⁵⁾ 通牒には、「養成ニ関スル具体的事項ハ別紙養成所設置長官ニ対スル通牒ノ通ナルコト」とあり、上記「傷痍軍人小学校教員養成ニ関スル件」も当然同時に送られていたことになる。

東京、京都両小学校教員養成所は、5月6日に発足した。

経過は不明だが、9月に発足する3カ所は宮城県・岡山県・福岡県小倉各師範学校に設置することとなり、発足に備えて5月23日傷兵保護院副総裁・業務局長・総務課長・補導課長他、文部省督学官、陸軍省軍医中佐、東京府大泉・京都府・宮城県・岡山県・福岡県各師範学校長その他関係県職員が参加し、「傷痍軍人小学校教員養成に関する事務打合せ」を開催した。²⁶⁾ 「事務打合せ」は「東京及京都養成所に於ける実施成績を基本として研究討議」を行なった模様である。

この会合に参加した宮城県職員の「復命書」²⁷⁾が残っていて、「研究討議」の概要を知ることができる。「復命書」は県属の立場で「指示セラレタル」事項を報告したものである。「復命書」は、財政問題に重点をおいているが、傷痍軍人小学校教員養成所は全額国庫補助によること、宮城養成所募集範囲内の道県の事務打合せを6月10日に予定していることなどを明らかにしている。「復命書」は、添付資料に傷兵保護院補導課長、東京府大泉・京都府両師範学校長が行なった説明のメモランダム、傷痍軍人小学校教員養成所に関する一連の通牒、東京・京都両養成所入所者に関する統計、入所試験問題などを含んでいる。

6月5日、傷兵保護院は文部省と連名で宮城・岡山・福岡各県に対し「今回更ニ養成所ヲ増設スルコトト相成候ニ付テハ貴県ニ於テ之ガ実施ニ当ラレ度」旨を通牒し、他の府県に対しても同様の通牒を発した。²⁸⁾ 10日には予定どおり、傷兵保護院・文部省・募集範囲道県担当者の参加を得て事務打合せを開催し、宮城養成所発足に備えた。²⁹⁾ 岡山（6月10日）、福岡（6月12日）においても事務打合せが開催された。³⁰⁾

1939年3月14日の閣議決定に関する新聞報道、3月16日付宮城県宛文部省普通学務局長の問合せ・添付「傷痍軍人小学校教員講習所要項」、3月27日開催傷痍軍人小学校教員養成に関する事務打合会の記録、3月30日付東京・京都府知事宛傷兵保護院・文部省連名通牒「傷痍軍人小学校教員養成ニ関スル件」、5月23日開催傷痍軍人小学校教員養成に関する事務打合せ「復命書」・添付資料などによって知ることができる戦傷者を対象とする小学校教員養成所の諸特徴を以下のように整理することができる。

① 尋常小学校本科正教員の養成は、准教員養成の場合と異なって「傷兵保護院ノ主管」に属しており、文部省の関与は極めて従属的である。むしろ、ほとんどかかわっていないと考えてよいだろう。

その故に、教員養成所設置の意義付けは「傷痍軍人に必要な教育を施し、之を教育界に送って第二国民の教化に当らしめることは傷痍軍人の優遇の点からも亦国家の人的資源活用の点からも誠に望ましい事であり又弾雨をくぐり死線を越えた戦線の尊い体験を通じて中学校生徒及小学校児童に国防に対する認識と、傷痍軍人に対する尊敬感謝の念を起さしむると共に、傷痍軍人自身にも第二国民の教育者と云ふ誇りと希望とを抱かしめ再起奉公の途を開かしむることとは、現時局に鑑み適切緊要なることと思はれる」³¹⁾と幾分調子の高いものとなっていた。こ

ここでは、中等学校教員養成所も念頭におかれているけれど、「第二の国民」＝将来の兵士に「傷痕軍人に対する尊敬感謝の念を起さしむる」うえで、小学校教員はうってつけの職業であった。戦傷者の活動が小学校教員として広く目に触れ得る点が有効であることも考慮された。戦傷者対策の重要な柱のひとつが「一般国民の教養教化」であったから、戦傷者をして「第二国民の教化に当らしめる」ことができるなら、それはまさに絶好の機会であった。

傷兵保護院は、小学校教員が「小学教育ニ始ツテ兵役義務ヲ終ル」過程において占めている位置の高さに着目したのであり、単なる職業補導であれば、教員養成としては具体化しなかったのである。

② 傷兵保護院は、傷痕軍人小学校教員養成所を東京府大泉、京都府、宮城県、岡山県、福岡県小倉各師範学校に附設した。

東京、京都養成所について初年度は特定しなかったが、他の3カ所が発足するに際して各々の募集範囲を以下のように定めた。

宮城養成所（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、山形）

東京養成所（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、富山、新潟）

京都養成所（京都、大阪、兵庫、奈良、三重、愛知、滋賀、岐阜、福井、石川、和歌山）

岡山養成所（岡山、広島、島根、鳥取、徳島、香川、愛媛、高知）

福岡養成所（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄）³²⁾

③ 傷痕軍人小学校教員養成所は、当初傷痕軍人小学校教員養成講習所と呼称されていた。それは、准教員養成施設を傷痕軍人尋常小学校准教員養成講習科と称していたことに対応していたものと思われる。

また、「傷痕軍人小学校教員養成講習科要項」（1939年3月16日）においては、「傷痕軍人小学校教員養成二関スル件」（3月30日）即ち具体化した制度とは異なって「各所毎年度 三〇名宛（二箇年募集）」との如く、2年間だけの時限的措置として準備されていたことも何らかの関連があるかもしれない。

④ 当初は、尋常小学校専科正教員養成の可能性を含む構想であった。

「傷痕軍人小学校教員養成講習科要項」においては、「地方ノ実情ニ即シ」て尋常小学校本科正教員または小学校専科正教員の養成を行なうことになっていた。先述した如く、3月26日付北海道庁照会は、取得資格と専科正教員の教科目との希望を徴しており、「地方ノ実情」とは戦傷者の希望に応じて多様な課程を準備する意向を含んでいたものと思われる。

傷兵保護院は、3月末段階でも「傷痕軍人小学校教員養成所は……尋常小学校本科正教員及び小学校専科正教員を養成するのが目的であるが、五月から開所の東京及京都の養成所は取敢へず尋常小学校本科正教員のみを養成することとしてゐる」³³⁾（圈点は逸見）と述べており、両方の可能性をなお含んでいるが如くである。「復命書」に含まれている「傷痕軍人小学校教員養成所入所希望者一覧」によれば、尋常小学校本科正教員については20人、小学校専科正教員については11人の希望者があるに過ぎず、しかもこれらの数字は15府県の合計であって調査の不備はおおいがたく、設置すべき課程を選択する資料たり得たとは考えられない。

設置する課程の選択は希望者の多寡にもとづいたのではなく、むしろ尋常小学校本科正教員であれば学級担任として児童と広く接し、さらに児童を通じて一般国民とも広く接することが可能であり、「第二国民の教化」という戦傷者のための教員養成の理念をよりよく具体化して

いるという点が、専科正教員の養成を排したのである。³⁴⁾

また、小学校専科正教員の養成では、師範学校に附設するという条件の効率的な活用とはいえないであろう。

⑤ 入所資格は、戦傷者であり且つ中学校卒業者・同等以上の学力を有する者でなければならなかった。

しかし、一方で傷兵保護院は「資格検定ヲ為シ範囲ヲ拡大スルコトモ差支ナシ」³⁵⁾との如く、また「乙種程度ノ中等学校卒業者ニシテ特ニ入所ヲ志願スル者アルトキハ学校卒業後ニ於ケル経歴及学力補習ノ状況等ヲ調査シ速ニ伺出ズルコト」³⁶⁾との如く、入所資格要件を緩和する措置を示していた。

入所試験に際しては、「人物考査」に重点をおくことを強調し、それとの関連で「学力試験は国語数学などの平易なものに就て」行なうことになっていた。国語・数学は高等小学校卒業程度でよいとされた。「高等小学校卒業程度ノ考査ヲセリ」³⁷⁾との報告があった東京養成所における1939年度の入所試験問題³⁸⁾は次のようであった。

「傷痍軍人東京小学校教員養成所入所試験問題」

国語

一、次ノ文章ヲ小学校生徒ニワカルヤウニ話スツモリデ書き直シナサイ

日本刀の貴さは単に美のみではなくて、其のをかすべからざる気品にある。鞘を払ってぞっと眺めてみると、どこから来るか、どこから湧くか、一脈の気魄がりんとして身に迫るのを覚える。一度起ってこれを振るへば、慥気も邪気も一瞬に霧散して心気は自ら清明となる（小学国語読本巻十一）

二、次ノ語ニ振仮名ヲツケナサイ

有為ノ奥山 修験者ト羅刹 太郎冠者 加減乗除

三、次ノ文ノ片仮名ヲ漢字ニ直シナサイ

右手はダイヲシャウザン（ ）で、カウントウシウ（ ）第一のカウザン（ ）其のテマヘ（ ）のヲカ（ ）にノギカツスケ（ ）チュウキ（ ）のキネンヒ（ ）があるのです。

数学科（其ノ一）

次ノ式ヲ計算セヨ

$$(1) 23 \times 8 - (8 \times 7.5 - 5.3) \times 6$$

$$(2) \left(7\frac{3}{6} + 8\frac{3}{7} \right) \div \left(9\frac{1}{6} - \frac{2}{3} \right)$$

$$(3) (x - y) - 2(y - z) + 5(z - x)$$

次ノ面積又ハ体積ヲ求メヨ

(4) 底3m, 高サ2.4mノ三角形ノ面積。

(5) 底ノ直径10cm, 高サ8cmの円壻ノ体積。

数学科（其ノ二）

(1) 次ノ数ヲ小ヨリ大ノ順ニ普ベヨ

3.14, $\frac{22}{7}$, -0.07, 0, -0.7, 4

- (2) 銀 1 匁ノ価ヲ14錢トスレバ50錢銀価ノ価格ハ何程デアルカ、但シ50錢銀貨ノ目方ハ1.32匁デ其ノ $\frac{72}{100}$ が純銀デアル
- (3) 或浴槽ニ水ヲ満スノニ、大管 1 本デハ12分、小管 1 本デハ20分カカル。大管 3 本ト小管 5 本ト同時ニ用ヒルト幾分カカルカ

中学校卒業後数年以上の時間の経過を考慮するとしても、この入所試験問題の水準は、中学校卒業程度以上という資格要件を事実上殆んど無視したものであった。

⑥ 養成所は「全額国庫補助ヲ以テ府県施設トスルコト」になっていた。³⁹⁾

実際には、養成所長は師範学校長が兼任し、独立した校舎を有していなかった。生徒全員を寄宿舎に収容することになっていたが、傷兵保護院は「師範学校ノ設備ヲ利用致サレ度万一利用出来ザル場合ニ於テ家賃百円以内ニ於テ適当ナル施設ヲ借入ルルヤウ御配意相成度コト」⁴⁰⁾を指示しており、教室その他も師範学校の既設設備を利用することになっていた。

国庫補助は専ら専任講師 1 人 (1500円)、兼任講師 7 人 (1 人につき300円)、傭人 1 人 (380円) の賃金、生徒学資 (300円、いずれも年額) といった人件費に限られていたことが特徴である。⁴¹⁾

師範学校に附設することは財政的にも充分意味があったのである。

⑦ 戦傷の程度については厳密に規定していた。

1939年6月の傷兵保護院の指示においては、「入所セシムベキモノノ傷痕ノ程度及現在ノ症状概ネ左ノ各号ニ該当セザルモノナルコト」として次の如き条件を挙げている。⁴²⁾

- (1) 悪性腫瘍
- (2) 骨、骨膜、関節ノ慢性病及継発性ニシテ其ノ程度重キモノ
- (3) 精神病
- (4) 不治ノ神経系病ニシテ著シキ機能障碍ヲ伴フモノ
- (5) 重キ内分泌障碍重キ新陳代謝障碍重キ血液病
- (6) 癲
- (7) 視力良キ方ノ眼ニシテ「〇・六」ニ満チザルモノ
- (8) 高度ノ色神障碍アルモノ
- (9) 重症「トラホーム」
- (10) 聴力良キ方ノ耳ニテ尋常和声ヲ解シ得ザルモノ
- (11) 言語又ハ咀嚼ニ著シキ障碍アルモノ
- (12) 結核性疾患
- (13) 気管支、肺、胸膜ノ慢性病ニシテ其ノ程度重ク一般栄養状態ニ著シキ妨ゲアルモノ
- (14) 心臓、心嚢又は大血管ノ疾病ニシテ其ノ程度重ク一般栄養状態ニ著シキ妨ゲアルモノ
- (15) 慢性腹内臓器病ニシテ一般栄養状態ニ著シキ妨ゲアルモノ
- (16) 花柳病
- (17) 二肢以上ノ四肢骨ノ欠損、短縮、彎曲、蹠躑又ハ仮関節ニシテ著シキ障害アルモノ
- (18) 顔面ニ大ナル醜形を貽シタルモノ

「傷痕軍人小学校教員講習所要項」(1939年3月16日)、「傷痕軍人小学校教員ニ関スル件」

(3月30日)とは異なって、一層具体的に規定し、身体的条件は厳しく、戦傷者全体からみれば受験可能な範囲は自から限定的なものとならざるを得なかった。学歴上の資格要件を緩和しようとしていたのとは対照的である。

8月20～22日に入所試験を行ない、9月4日、新たに宮城、岡山、福岡3養成所が発足した。

戦傷者を対象とする尋常小学校准教員の養成は、1939年傷痍軍人尋常小学校准教員養成講習科として8師範学校において、1940年には傷痍軍人尋常小学校准教員養成所と改められて5師範学校において、尋常小学校本科正教員の養成は、1939年傷痍軍人小学校教員養成所として5師範学校において各々発足した。

註

- 1) 前掲『東京学芸大学二十年史』648頁。

学校史の記述は、概ねこのような範囲にとどまり、知り得ることは極めて少ない。

- 2) 前掲『傷痍軍人保護対策審議会議事録』93頁。

- 3) 同上。

- 4) 厚生省・傷兵保護院・軍事保護院は、諸外国における第一次大戦以降の戦傷者職業対策に関する調査研究を行っていた。

管見の限り次のようなものがある。

厚生省社会局臨時援護部『一九二二年国際労働局、傷痍軍人就職問題』1938年2月23日。

厚生省社会局臨時軍事援護部『世界大戦時列国の採れる戦傷者救護並産業復活案』1938年3月30日。

傷痍保護院『傷痍軍人職業再教育事業概要』1939年6月28日。

軍事保護院『傷病者労働の諸問題』1939年11月30日。

軍事保護院『戦傷者の職業能率問題』1940年2月21日。

- 5) 『島根県報』第1134号、1939年4月19日。

- 6) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第5巻、龍吟社、1939年6月27日、569頁。

にもかかわらず、この制度を文部省側の記録として見出すことができないということは「はじめに」で言及したとおりである。

- 7) 前掲『石川県教育史』第2巻、652頁。

- 8) 前掲『島根県近代教育史』第6巻、415～418頁。

- 9) 文部省は、1937年7月に『傷痍軍人尋常小学校講習科入学者要覧』を発行していた(前掲『百年史 埼玉大学教育学部』315～316頁)。未見である。

- 10) 前掲『島根県近代教育史』第6巻、423頁。

- 11) 1939年8月19日、北海道庁は「傷痍軍人尋常小学校教員養成講習科規則」を添付して「本年九月ヨリ福島県師範学校ニ於テ……講習科開設セラルルコト相成候ニ付テハ左記規則ヲ知ノ上趣旨ノ徹底ヲ図」るよう、支庁長、市町村長、職業紹介所長、傷痍軍人相談(支)所宛に通牒していた。

- 12) 前掲『石川県教育史』第2巻、655～655頁。

- 13) 軍事保護院『昭和十五年度軍人援護事業概要』1942年3月31日、143～144頁。

- 14) 軍事保護院「傷痍軍人尋常小学校准教員養成に関する事務打合せ」『内務厚生時報』第5巻第6号、1940年6月15日、77～78頁。

ここでは、「傷痍軍人尋常小学校准教員養成に関しては昨年九月全国八ヶ所の師範学校に講習科を設置せしめ其の教育を実施し良好なる成績を収めつつあるが、本年度より其の名称を傷痍軍人尋常小学校准教員養成所と改め……」と、名称変更について触れるのみで、所管に関する言及は見出せない。

- 15) 前掲『内務厚生時報』第5巻第6号、130～131頁。

通牒番号は「軍事保護院発業第八四号」となっており、業務局長名で発した。ここには明記されていない

が、当然文部省普通学務長と連名であったと推測する。

「名称ハ傷痍軍人尋常小学校准教員福島(石川, 和歌山, 島根, 大分)養成所トスルコト」とのみ記しているのだが、軍事保護院の通牒であることで、所管の変更を理解できる。8 養成講習料の廃止,あるいは所管の変更について文部省が別に通牒していた可能性はあるだろう。

なお、通牒では「教員養成ニ関シテハ別紙準則ニ依リ規定ヲ定ムルコト」になっているが、この史料「準則」を載せていない。

16) 『北海道庁公報』第2200号, 1940年5月30日

17) 『東京朝日新聞』1939年3月15日。

18) 『昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所関係』(宮城県総務部総務課文書保存室蔵)。

発信は文部省普通学務局長,宛先は宮城県知事である。

文部省用箋(B5判,無罫)にタイプしてある。

19) 『同上』。

起案原議による。

20) 『北海道庁公報』第1850号, 1939年3月26日。

21) この照会からは、宮城県に対する問合せのように文部省の関与を認めることはできない。

22) 傷兵保護院「傷痍軍人小学校教員養成に関する事務打合せ」『内務厚生時報』第4巻第4号, 1939年4月15日, 71頁。

23) 『内務厚生時報』第4巻第5号, 1939年5月15日, 142~143頁。

24) 同上, 145頁。

25) 同上, 146~147頁。

26) 傷兵保護院「傷痍軍人小学校教員養成に関する事務打合せ」『内務厚生時報』第4巻第6号, 1939年6月15日, 62~63頁。

27) 前掲『昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所関係』

28) 通牒番号「傷兵保護院発案第四三号」『同上』

29) 前掲「復命書」添付「傷痍軍人小学校教員養成ニ関スル件」

30) 同上。

31) 傷兵保護院「傷痍軍人教員養成に就て」前掲『内務厚生時報』第4巻第4号, 54~55頁。

32) 1939年6月5日付宮城・岡山・福岡各県宛傷兵保護院業務局長・文部省普通学務局長連名通牒「傷痍軍人小学校教員養成ニ関スル件」。

正確には「入所希望者多数ナルトキハ左記各県地方長官ヨリ推薦セルモノヲ優先シテ入所セシメラレタキコト」とあった(前掲『昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所関係』)。

33) 前掲『内務厚生時報』第4巻第4号, 55頁。

34) 後に具体化する小学校本科正教員資格の取得を展望していた可能性も考えられる。

35) 『復命書』添付「傷痍軍人小学校教員養成ニ関スル件」にある書込み(鉛筆)による。

傷兵保護院が行なった口頭説明であろう。

36) 前掲1939年6月5日付通牒。

37) 前掲『復命書』添付「傷痍軍人小学校教員養成ニ関スル件」書込み。

38) 『復命書』に添付してある。

39) 『復命書』添付「補導課長説明」

『復命書』作成者のメモランダムである。

40) 1939年4月20日付宮城県学務部長宛傷兵保護院補導課長名通牒「傷痍軍人小学校教員養成ニ関スル件」(前掲『昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所関係』)

41) 同上。

42) 前掲1939年6月5日付43号通牒。

〔付記〕

この論文は、1981年度文部省科学研究費に基く研究課題「傷痍軍人教員養成所・戦歿寡婦特設教員養成所に関する歴史的研究——戦時下における教師教育の変容過程——」の成果の一部である。